

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和6年4月1日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 1 号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部を改正する規則
(京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部改正)

第1条 京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

第2条第3項第4号イ中「次のいずれかに該当する者」を「要保護者等（子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）」に改め、同号イ（ア）から（キ）までを削り、同項第5号ア中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改め、同号イ中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改め、「同項に規定する医療型児童発達支援を受ける場合及び」を削り、同号ウ中「第4項」を「第3項」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「含む。」の右に「別表第5備考7を除き、」を加える。

第5条第1項各号列記以外の部分中「、児童相談所長」を削る。

別表第1備考1(2)イ及び別表第2備考1(2)イ中「第2条第3項第4号イ(ア)から(キ)までに掲げる者」を「要保護者等」に改める。

別表第3徴収額（月額（助産施設にあつては、1回当たりの額））の欄中「児童自立支援施設」の右に「（通所部を除く。）」を、「限る。）」の右に「、児童自立支援施設（通所部に限る。）」を加え、同表備考2(3)中「該当する者」の右に「（社会福祉施設に措置された者、法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受けている保護者の子である児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第6条に規定する自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定する障害福祉サービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者を除く。）」を加え、同備考3中「切り捨てた額」の右に「（以下「最多額者以外の者の徴収額」という。）」を加え、同備考3に次のように加える。

ただし、措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは法第6条の3第1項に

規定する児童自立生活援助の対象となる者の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の規定による障害児通所給付費又は法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受けている場合には、当該世帯に係る徴収額については、最多額者以外の者の徴収額に、この表又は次表に掲げる額（4又は5の規定の適用がある場合には、その適用後の額）の最も多額な者に係る徴収額を加えた額を当該世帯に係る徴収額の上限額（当該世帯における措置の対象となる児童の徴収額が措置費の支弁額である場合、日割りによって計算して得た額の場合又は児童自立支援施設（通所部に限る。）及び児童心理治療施設（通所部に限る。）の徴収額である場合は、当該世帯における措置の対象となる児童の徴収額の合算額を当該世帯の上限額とする。）（以下「世帯上限額」という。）とし、世帯上限額がその月の利用者負担額（法第24条の7第1項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の2第9第1項に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療に係る利用者の負担額を含む利用者の負担額の上限額（当該額が利用者が負担すべき額の上限額を超える場合には、当該上限額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合にあっては、当該世帯上限額と障害児通所事業及び入所施設（法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援及び法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）の利用者負担額との差額を乳児院等（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者又は里親をいう。以下同じ。）に係る徴収額とし、世帯上限額が障害児通所事業及び入所施設の利用者負担額を下回る場合にあっては、乳児院等に係る徴収額は0円とする。

別表第3備考4中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改め、「徴収額は、」の右に「A階層からD階層（市町村民税の所得割の額（年額）による区分（以下「税額区分」という。）がD1からD6（D6の適用を受ける世帯については、母子生活支援施設、児童心理治療施設（通所部に限る。）、児童自立支援施設（通所部に限る。）又は児童自立生活援助事業を行う者の欄を適用するものに限る。）までの世帯に限る。）までの世帯にあっては」を、「額）」の右に「とし、D階層のうち税額区分がD6（D6の適用を受ける世帯については、助産施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設

(通所部を除く。)、児童自立支援施設(通所部を除く。)、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親の欄を適用するものに限る。) からD 1 5までの世帯にあつては措置費又は助産等費用の支弁額」を加え、同備考4に次のように加える。

この場合において、D階層のうち税額区分がD 6以上であつて措置費又は助産等費用の支弁額が、各税額区分に規定する徴収額の上限額を日割りによって計算して得た額(以下「日割り上限額」という。)を超えるときの当該世帯に係るその月における措置費又は助産等費用の徴収額は、日割り上限額とする。

別表第3備考に次のように加える。

7 令和6年7月1日から令和13年6月30日までの期間(以下「対象期間」という。)の各月分の措置費等の算定に限り、階層区分がC階層であると認定された世帯(令和6年6月30日までに措置が採られ、又は母子保護の実施若しくは法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われている世帯であつて、令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間における階層区分が、当該世帯の本人又は扶養義務者が京都市市税条例の一部を改正する条例(令和2年11月25日京都市条例第19号)第2条の規定による改正前の京都市市税条例第35条第2項第3号の規定(以下「均等割免除規定」という。)の適用を受けることによりB階層であつた世帯に限る。)に係る徴収額は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 令和6年7月分から令和7年6月分まで B階層の徴収額

(2) 令和7年7月分から令和9年6月分まで C階層の徴収額とB階層の徴収額との差額に0.75を乗じて得た額をC階層の徴収額から減じた額

(3) 令和9年7月分から令和11年6月分まで C階層の徴収額とB階層の徴収額との差額に0.5を乗じて得た額をC階層の徴収額から減じた額

(4) 令和11年7月分から令和13年6月分まで C階層の徴収額とB階層の徴収額との差額に0.25を乗じて得た額をC階層の徴収額から減じた額

8 7の規定は、7の規定の適用を受ける世帯がC階層以外の階層区分となつた場合には、その月分から令和13年6月分までの期間における徴収額の算定については、適用しない。

9 令和6年6月30日までに法第22条第1項に規定する申込みを行った世帯で

あって、当該申込み時点における階層区分が、当該世帯の本人又は扶養義務者が均等割免除規定の適用を受けることによりB階層であった世帯のうち、令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間における階層区分が、均等割免除規定が廃止されたことによりC階層と認定された世帯の助産の実施に係る徴収額は、令和6年7月分から令和7年6月分までについては、B階層の徴収額とする。

別表第4備考2(2)アからオまで以外の部分中「者」の右に「(社会福祉施設に措置された者、法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等を利用する児童、障害者総合支援法第6条に規定する自立支援給付の受給者(同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までの規定による障害福祉サービスに限る。)又は障害者総合支援法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者を除く。)」を加え、同備考2(2)を同備考2(3)とし、同備考2(1)を同備考2(2)とし、同備考2(2)の前に次のように加える。

(1) 扶養義務者のいない世帯

別表第4備考4中「徴収額は、」の右に「A階層からD階層(税額区分がD1からD5までの世帯に限る。)までの世帯にあつては」を、「額)」の右に「とし、D階層のうち税額区分がD6以上の世帯にあつては措置費の支弁額」を加え、同備考4に次のように加える。

この場合において、D階層のうち税額区分がD6以上の世帯であつて措置費の支弁額が日割り上限額を超えるとときの当該世帯に係るその月における措置費の徴収額は、日割り上限額とする。

別表第4備考に次のように加える。

7 対象期間の各月分の措置費等の算定に限り、階層区分がC階層であると認定された世帯(令和6年6月30日までに措置が採られた児童が属する世帯であつて、令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間における階層区分が、当該世帯の構成員が均等割免除規定の適用を受けることによりB階層であった世帯に限る。)の徴収額は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 令和6年7月分から令和7年6月分まで B階層の徴収額
- (2) 令和7年7月分から令和9年6月分まで C階層の徴収額とB階層の徴収額との差額に0.75を乗じて得た額をC階層の徴収額から減じた額
- (3) 令和9年7月分から令和11年6月分まで C階層の徴収額とB階層の徴収

額との差額に0.5を乗じて得た額をC階層の徴収額から減じた額

(4) 令和11年7月分から令和13年6月分まで C階層の徴収額とB階層の徴収額との差額に0.25を乗じて得た額をC階層の徴収額から減じた額

8 7の規定は、7の規定の適用を受ける世帯がC階層以外の階層区分となった場合には、その月分から令和13年6月分までの期間における徴収額の算定については、適用しない。

別表第5備考に次のように加える。

6 階層区分がC階層又はD階層であって、小学校就学前児童（法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童心理治療施設若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。以下同じ。）が2人以上属する世帯の主たる扶養義務者にあつては、当該主たる扶養義務者の障害児1人につき1日当たりの徴収額は、次の各号に掲げる障害児の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に係るものに限り、7に該当するものを除く。

(1) 障害児（小学校就学前児童である者を除く。）又は小学校就学前最年長児童（小学校就学前児童のうち最年長の者をいう。以下同じ。）である障害児 徴収額に定める額

(2) 小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。） 徴収額に定める額に0.5を乗じて得た額

(3) (1)及び(2)に掲げる障害児以外の障害児 0円

7 階層区分がC階層又はD階層であって、負担額算定基準者（主たる扶養義務者の児童、当該主たる扶養義務者の児童であつた者及び当該主たる扶養義務者又はその配偶者の直系卑属（当該主たる扶養義務者の児童及び当該主たる扶養義務者の児童であつた者を除く。）（主たる扶養義務者と生計を一にする者に限る。）をいう。以下同じ。）が2人以上属する世帯の主たる扶養義務者のうち、当該主たる扶養義務者及び当該主たる扶養義務者と同一の世帯に属する者についてやむ

を得ない事由による措置を行った月の属する年度（やむを得ない事由による措置を行った月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第29条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満であるものにあつては、当該主たる扶養義務者の障害児1人につき1日当たりの徴収額は、次の各号に掲げる障害児の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に係るものに限る。

- (1) 障害児（小学校就学前負担額算定基準者（負担額算定基準者のうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）である者を除く。） 徴収額に定める額
 - (2) 小学校就学前最年長負担額算定基準者（小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長の者をいう。以下同じ。）である障害児（世帯に属する全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。） 徴収額に定める額
 - (3) 小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（負担額算定基準者のうち小学校就学前負担額算定基準者以外の者が1人のみである場合に限る。） 徴収額に定める額に0.5を乗じて得た額
 - (4) 小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児をいい、全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。） 徴収額に定める額に0.5を乗じて得た額
 - (5) (1)から(4)までに掲げる障害児以外の障害児 0円
- 8 令和6年7月1日から令和10年6月30日までの期間の各月分の措置費の算定に限り、階層区分がC階層であると認定された主たる扶養義務者（令和6年6月30日までに措置が採られた児童の主たる扶養義務者であつて、令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間における階層区分が、均等割免除規定の適用を受けることによりB階層であつたものに限る。）の徴収額は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- (1) 令和6年7月分から令和7年6月分まで B階層の徴収額
 - (2) 令和7年7月分から令和8年6月分まで C階層の徴収額とB階層の徴収額

との差額に0.75を乗じて得た額をC階層の徴収額から減じた額

(3) 令和8年7月分から令和9年6月分まで C階層の徴収額とB階層の徴収額との差額に0.5を乗じて得た額をC階層の徴収額から減じた額

(4) 令和9年7月分から令和10年6月分まで C階層の徴収額とB階層の徴収額との差額に0.25を乗じて得た額をC階層の徴収額から減じた額

9 8の規定は、8の規定の適用を受ける主たる扶養義務者がC階層以外の階層区分となった場合には、その月分から令和13年6月分までの期間における徴収額の算定については、適用しない。

(京都市児童福祉施設措置費徴収規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 京都市児童福祉施設措置費徴収規則の一部を改正する規則(令和3年6月30日京都市規則第26号)の一部を次のように改正する。

附則中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 同一世帯から2人以上の者に対して法第27条第1項第3号若しくは第2項に規定する措置が採られ、又は母子保護の実施若しくは法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われている場合であって、前項の適用を受ける者と京都市児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部を改正する規則(令和6年 月 日京都市規則第 号)第1条の規定による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則(以下「令和6年改正後の規則」という。)別表第3又は別表第4の適用を受ける者がある場合におけるこれらの規定の適用については、令和6年改正後の規則別表第3備考3中「この表又は次表に掲げる額(4又は5の規定(」とあるのは「京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則(令和3年6月30日京都市規則第26号)(以下「一部改正規則」という。)附則別表第1から附則別表第5まで又はこの表若しくは次表に掲げる額(一部改正規則附則別表第1備考4又は4若しくは5の規定(」と、「以外の者」とあるのは「以外の者について一部改正規則附則別表第1から附則別表第5までの規定が適用される場合」と、令和6年改正後の規則別表第4備考3中「前表又はこの表に掲げる額(4の規定(」とあるのは「一部改正規則附則別表第1から附則別表第5まで又は前表若しくはこの表に掲げる額(一部改正規則附則別表第1備考4又は4若しくは5の規定(」と、「以外の者」とあるのは「以外の者について一部改正規則附則別表第1から附則別表第5までの規定が適用される場合」とする。附則に次の2項を加える。

7 令和6年7月1日から令和13年6月30日までの期間の各月分の措置費の算定に限り、前項の規定の適用がある世帯のうち、第1条の規定による改正前の京都市児童福祉措置等徴収規則（以下「改正前の規則」という。）別表第3において階層区分がC階層であって市町村民税の所得割の額（年額）による区分（以下「税額区分」という。）がC1と認定された世帯（令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間における階層区分が、当該世帯の構成員が京都市市税条例の一部を改正する条例（令和2年11月25日京都市条例第19号）第2条の規定による改正前の京都市市税条例第35条第2項第3号の規定（以下「均等割免除規定」という。）の適用を受けることにより、階層区分が改正前の規則別表第3においてB階層であった世帯に限る。）の徴収額は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 令和6年7月分から令和7年6月分まで B階層の徴収額
- (2) 令和7年7月分から令和9年6月分まで C1の徴収額とB階層の徴収額との差額に0.75を乗じて得た額をC1の徴収額から減じた額
- (3) 令和9年7月分から令和11年6月分まで C1の徴収額とB階層の徴収額との差額に0.5を乗じて得た額をC1の徴収額から減じた額
- (4) 令和11年7月分から令和13年6月分まで C1の徴収額とB階層の徴収額との差額に0.25を乗じて得た額をC1の徴収額から減じた額

8 前項の規定は、前項の規定の適用を受ける世帯がC階層以外の階層区分（C1以外の税額区分を含む。）となった場合には、その月分から令和13年6月分までの期間における徴収額の算定については、適用しない。

附則別表第1徴収額（月額）の欄中「児童自立支援施設」の右に「（通所部を除く。）」を、「限る。）」の右に「、児童自立支援施設（通所部に限る。）」を加え、同表備考3中「、この表に掲げる額（4の規定）」を「、この表又は令和6年改正後の規則別表第3若しくは別表第4に掲げる額（4又は令和6年改正後の規則別表第3備考4若しくは5の規定）」に改め、「以外の者」の右に「にこの表が適用される場合」を加え、「のこの表に掲げる額（4の規定）」を「のこの表又は令和6年改正後の規則別表第3若しくは別表第4に掲げる額（4又は令和6年改正後の規則別表第3備考4若しくは5の規定）」に改め、同備考4中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改め、「徴収額は、」の右に「A階層からD階層（税額区分がD1からD11（D11の適用を受ける世帯に

については、母子生活支援施設、児童心理治療施設（通所部に限る。）、児童自立支援施設（通所部に限る。）又は児童自立生活援助事業を行う者の欄を適用するものに限る。）までの世帯に限る。）までの世帯にあつては」を、「額）」の右に「とし、D階層のうち税額区分がD11（D11の適用を受ける世帯については、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設（通所部を除く。）、児童自立支援施設（通所部を除く。）、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親の欄を適用するものに限る。）からD20までの世帯にあつては措置費及び助産等費用の支弁額」を加え、同備考4に次のように加える。

この場合において、D階層のうち税額区分がD11以上の世帯であつて措置費及び助産等費用の支弁額が各税額区分に規定する徴収額の上限額を日割りによつて計算して得た額（以下「日割り上限額」という。）を超えるときに当該世帯に係るその月における措置費及び助産等費用の徴収額は、日割り上限額とする。

附則別表第1備考に次のように加える。

6 令和6年7月1日から令和8年6月30日までの期間の各月分の措置費等の算定に限り、階層区分がC階層であると認定された世帯（令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間における階層区分が、当該世帯の本人又は扶養義務者が均等割免除規定の適用を受けることによりB階層であつた世帯に限る。）の徴収額は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 令和6年7月分から令和7年6月分まで B階層の徴収額
- (2) 令和7年7月分から令和9年6月分まで C階層の徴収額とB階層の徴収額との差額に0.75を乗じて得た額をC階層の徴収額から減じた額
- (3) 令和9年7月分から令和11年6月分まで C階層の徴収額とB階層の徴収額との差額に0.5を乗じて得た額をC階層の徴収額から減じた額
- (4) 令和11年7月分から令和13年6月分まで C階層の徴収額とB階層の徴収額との差額に0.25を乗じて得た額をC階層の徴収額から減じた額

附則別表第2徴収額（月額）の欄、附則別表第3徴収額（月額）の欄、附則別表第4徴収額（月額）の欄及び附則別表第5徴収額（月額）の欄中「児童自立支援施設」の右に「（通所部を除く。）」を、「限る。）」の右に「、児童自立支援施設（通所部に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)